

様式第2号(第8関係)

会議の開催結果

1 会議名	平成19年度 第3回 さいたま市特別職報酬等審議会
2 開催日時	平成19年10月22日(月) 15時から
3 開催場所	さいたま市役所 別館2階 特別会議室
4 出席者名	利根会長、青島(朋)委員、荻野委員、川本委員、 坂本委員、高村委員、福田委員
5 議題及び公開・非公開の別	議題 市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の 給料の額について  【公開】
6 非公開の理由	
7 傍聴人の数	報道関係者 なし 一般傍聴者 なし
8 審議内容	別紙議事録のとおり
9 その他	



平成19年度 第3回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 平成19年10月22日(月) 15時00分～16時15分
- 2 場 所 さいたま市役所 別館2階特別会議室
- 3 出席者
  - (1) 委 員 青島 朋子 委員 高村 具爾 委員  
荻野 廣子 委員 利根 忠博 委員(会長)  
川本 宜彦 委員 福田 博之 委員  
坂本 和哉 委員  
(欠 席) 青島 祐子 委員 金子 福治 委員  
貝山 道博 委員
  - (2) 事務局 人事部長 人事部次長 給与課長 外4名
  - (3) 議会事務局 事務局長 参事兼総務課長
- 4 傍 聴 者 なし
- 5 審議項目 議題 市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について
- 6 議事の経過
  - (1) 開会
  - (2) 会長挨拶
  - (3) 市長への意見報告書提出に係る報告
  - (4) 第3回会議資料の説明
  - (5) 審議事項  
市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について
  - (6) 各委員からの意見聴取
  - (7) 答申書を作成する上での意見調整
  - (8) 次回開催日
  - (9) 閉会
- 7 審議の内容
  - (1) 会長より市長への意見報告書提出に係る報告

- ・ 去る10月12日に市長へ意見報告書を提出したところである。
- ・ 意見報告書には各委員の主な意見を掲載し、現状維持との意見もあったが、市長及び議員等の給料額等の引下げの改定をすべきと報告したところ、市長より市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額の引下げ額及び引下げ改定の実施時期について、改めて諮問があったので、引き続き、各委員に審議をお願いしたい。

## (2) 第3回会議資料の説明

### ① 事務局より配布資料等の説明

- ・ 配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<第3回 資料>」
- ・ 資料目次1について、第2回審議会における委員からの質問に対し、各政令指定都市の本会議及び委員会等への出席に係る費用弁償の廃止状況等を説明。
- ・ 資料目次2について、市長及び議員等の給料額等について、政令指定都市の中でのさいたま市の順位を説明。
- ・ 市長及び議員等の給料額等の引下げ額を審議するにあたり、平成16年度の審議会において現行の市長等の給料額等の答申については、他の政令指定都市との比較におけるさいたま市としての適正な給料額等を答申する上で、政令指定都市移行による事務権限の拡大、行政需要の複雑高度化、当時の社会経済情勢及び市民感情への配慮を含めたものであることを説明。

### ② 委員の意見・質問

- ・ なし

## (3) 審議事項

議題 市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について

- ・ 市長からの諮問のとおり、市長及び議員等の給料額等の引下げ額及び引下げ改定の実施時期を審議の上、審議会の結論として市長へ答申することになる。

### ① 委員の意見・質問

- ア 改定時期はいつとなるのか。平成16年度の改定時期は。
- イ 改定時期は4月1日が妥当なのか。
- ウ 1月1日に改定する場合のスケジュールは。

### ② 委員の意見・質問に対する事務局の説明・回答

- ア 答申する時期による。平成16年度の改定時期は7月1日である。

#### (①-ア)

- イ 増額改定の場合は4月1日が無難であるが、今回の諮問は、引下げの方向であることから、答申の時期によっては、1月1日の改定時期も考えなければいけない。(①-イ)

ウ 11月中旬までに答申した場合、12月定例会（議会）に条例改正案を提案し、1月1日の改定実施となる。引下げ改定の場合、ある程度の事情が無い限り、改定時期を遅らせることはできないと考える。（①-ウ）

（4） 各委員から引下げ額について意見聴取

・ 第2回審議会において、市長及び議員等の給料額等を引下げの方向で検討する上で、さいたま市一般職職員の平成16年度以降の給与改定率程度の引下げ、又は、現行の給料額等からの若干の引下げ、さらに、減額措置後の給料額等までの引下げ等、各委員から様々な意見は出ているが、改めて意見をお願いします。

① 委員の意見・質問（欠席委員の意見を含む）

ア 市長及び副市長と議員の引下げ額を別々に考えることとしたい。市長及び副市長については、仕事の内容及び責任の重さから、現行の給料額が大企業の課長程度の額というのは如何なものか。ただし、一般職職員の給与改定率の推移を考えた場合、その程度の引下げはやむを得ないと考える。

イ 議員の引下げ額については、本会議を中心に、目に見える活動に対する評価をするべきではないか。昨今、零細企業の倒産も増え、負債額も多くなっている状況の中、市民の代表として意見を言い、市民のための施策を検討する立場にいる議員の提出した議案提出件数が減少しており、さらに、委員会等の開催日数も減少している実態は、更なる引下げを検討するに値する。

ウ 政令指定都市移行後の市長の職務を考えた場合、現行の額は妥当であると考えますが、何らかの引下げを実施するのであれば、現行額と平成16年度の改定前の額との中位の額である123万円程度はどうであろうか。

平成16年度の改定前の額からは7%の引上げ、現行額からは6.1%の引下げとなる。

エ 議員の報酬額については、平成16年度の引上げ率が高かったことから、どこまで引下げればよいか想像し難い。

オ 市長及び副市長の給料額については、職務の内容から妥当な額と考える。

カ 改定時期については、平成20年1月1日実施が妥当である。事務処理上、実施が困難であるならば、平成20年4月1日もやむを得ない。

キ 第3回資料「政令指定都市（市長及び副市長給料額並びに議員報酬額）順位一覧（本則）」の項目「推計人口」で市長及び議員等の

給料額等を考えた場合、政令指定都市の中位にさいたま市の順位が位置しており、現行の市長等の給料額等も政令指定都市の平均額と均衡していることから、現行の給料額等は妥当な額と考えるが、一方、項目「政令指定都市化」の順位で考えた場合は、さいたま市の順位は13番目であり、現行の市長等の給料額等を13番目の順位の各政令指定都市と比較すると、市長等それぞれ6万円から10万円高いこととなる。

政令指定都市に移行した順位を加味し、市長等の給料額等を13番目の順位まで引下げるためには、現行の市長等の給料額等を7%から10%引下げる必要があるが、今回、引下げの改定時期を早期に実施するのであれば、5%ぐらいの引下げが妥当ではないだろうか。

- ク 市長の給料額については、既にマイナス10%の減額措置を実施していることから、現行の給料額から10%を引下げた額ではどうだろうか。
- ケ 議員の報酬額については、既にマイナス5%の減額措置を実施しており、さらに、平成19年4月1日から5,000円の費用弁償を廃止し、1,500万円強の削減額を実施していることから、現行の報酬額から5%強を引下げた額が妥当ではないか。
- コ 市長及び議員等の給料額等の引下げの改定に際しては、一般職職員の給与改定との整合性を考慮した引下げ率で実施するのが望ましいと考える。
- サ 引下げの改定理由としては、第1回資料「給与改定率の推移」におけるさいたま市一般職職員の平成16年度以降からの給与改定率マイナス5.16%が一番の根拠となるのではないか。
- シ 市長及び議員等の減額措置後の額まで引下げることは、減額措置があくまでも個々の特殊な事情により自ら実施しているものであることから如何なものか。
- ス さいたま市一般職職員の給与改定率マイナス5.16%、この率をマイナス5%にするかどうかは別として、市長及び議員等の給料額等の改定にも適用させることが、一番納得性があるのではないか。
- セ 市長及び議員等の給料額等の引下げ改定については、第1回資料「給与改定率の推移」にある人事院勧告のマイナス5.15%、または、さいたま市一般職職員の給与改定率であるマイナス5.16%が1つの目安になるのではないか。
- ソ 市長及び議員等については、給料額等以外の収入はあるのか。特に、議員については、報酬額以外の収入があるというイメージを持

っており、収入があるのであれば、市長及び副市長と同率の引下げ率を適用するのは公平性が無いのではないか。

タ 議員の報酬額以外の収入には、政務調査費は該当するのか。

チ 政務調査費の支給額は。

ツ 市長の給料額に地域手当は含まれているのか。

テ 地域手当とはどういうものか。

ト 市長及び議員等の期末手当を算定する上で、地域手当は加味されているのか。

ナ 民間企業における賞与は、あくまでも基本給を基準に算定しており、他の手当等を加算して算定していない状況である。

ニ 第1回資料「市長の年間給与額調べ」等における市長及び副市長の年収の内訳を見ると、地域手当及び期末手当算定式における地域手当の加算が算定されているところから、市長及び副市長の給料月額を考える際、年収というところにも着目するべきではないか。

ヌ 市長及び議員等の給料額等の引下げ額を考える場合、市長及び副市長は行政サービスを提供する立場であり、議員は市民の代表として市議会で話し合う立場であることから、職務の性質が根本的に相違する点があることを考慮するべきである。

ネ 当審議会の審議事項として、議員の定数から本会議及び委員会等の開催状況等を含めて、議会とはどうあるべきか検討していかなければいけないのではないか。

ノ 市長及び議員等の給料額等を検討する上で、他の政令指定都市との均衡を考慮しつつ、一つの引下げの水準を決定し、その結果の範囲内の給料額等で、市長及び議員等に職務を遂行していただくのが、前提になると考えるが如何か。

ハ 市長及び議員等の給料額等の引下げ幅について、民間企業とは違い、市長及び議員等の業績を給料額等に反映させている現状ではないことから、余り大幅な引下げを実施するべきではないと考える。

ヒ 市長及び議員等の給料額等の引下げ幅について、さいたま市一般職職員の給与改定率である5.16%までは引下げるべきであり、それ以上の引下げは必要なのか。

また、引下げ率を検討する上で、市長及び副市長と議員の職務・活動内容を考慮するべきであるとの意見があったところだが、仮に、市長及び副市長の引下げ率をマイナス5%、議員の引下げ率をマイナス10%とした場合、議員の引下げ率の根拠については、本会議及び委員会等の開催日数が少ないからである、という理由で納得がいくものであるのか。

- フ 議員の活動について、本会議及び委員会等は毎日開催されているわけではなく、本会議等が開催されていない時期には調査及び研究活動を行っているということは理解できるが、常勤の市長及び副市長の勤務形態とそもそも違うことは明らかである。
- ヘ 議長の見込減額措置の減額率マイナス10%は、市長の見込減額率に準じて実施したものなのか。
- ホ 市長及び副市長は特別職ではあるが、市長等の給料額の改定において、極端に一般職職員とのバランスを逸するものも如何なものか。
- ② 委員の意見・質問に対する事務局等の説明・回答
- ア 議員については、報酬額以外に6月と12月に支給される計3.3月分の期末手当がある。また、本会議及び委員会等への出席に係る費用弁償については、議員の収入にあたるどころだが、議会改革の実施により、平成19年4月1日に廃止したところである。なお、退職手当については、議員には支給が無い。(①-ソ)
- イ 市長及び副市長については、給料額及び3.3月分の期末手当の他、常勤の特別職職員であることから、一般職職員と同様に給料額に9%の地域手当が加算される。また、退職手当については、市長を例にすると、任期4年で約2,700万円が支給されることである。(①-ツ)
- ウ 政務調査費については、調査・研究費に係る交付金の取扱いとなっており、個人の収入となる報酬には該当しない。(①-タ)
- エ 政務調査費の額については、月額34万円である。議会における会派単位で支給されており、残額が生じた場合には返納することとなる。(①-チ)
- オ 市長の給料額に地域手当は含まれていない。給料額の9%を加算するものである。(①-ツ)
- カ 地域手当については、地域の民間賃金を公務員給与に反映するよう調整を図るための手当である。民間賃金の高い地域、例えば東京都は地域手当18%の地域となっており、一方、地方では地域手当0%の地域もある。さいたま市の場合は、地域手当12%の地域に指定されているところである。(①-テ)
- キ 地域手当を加算して期末手当を算定している。(①-ト)
- ク 議員も自ら議会改革を実施しており、昨年度は費用弁償を廃止し、今年度は政務調査費の改革も検討しているところである。さらに、今年度中には議員の定数削減について協議する予定である。(①-ネ)

ケ 市長及び副市長と議員の引下げ率を別に設定した場合、それなりの理由を説明しなければならない。過去、さいたま市一般職職員に対する引上げの給与改定を実施した際、市長及び議員等も一般職職員の給与改定率を適用し引上げてきた経緯がある。(①-ヒ)

コ 議長、副議長及び議員の減額措置の減額率については、平成16年7月に市長及び議員等の給料額等を改定した際、市長がマイナス10%、副市長がマイナス7%、今年度に廃止となった収入役がマイナス5%の減額措置を実施したことにより、議会も自ら、議長及び副議長は、市長及び副市長の減額率を適用し、議員は収入役の減額率を適用したところである。(①-ヘ)

(5) 会長による答申書を作成する上での意見調整

- ・ 市長及び議員等の給料額等の引下げの前提として、他の政令指定都市との比較を考慮するのか、あるいは、さいたま市一般職職員の給与改定を考慮するのか。
- ・ 平成16年7月の市長及び議員等の給料額等の改定については、政令指定都市への移行に伴い、他の政令指定都市との比較において、給料額等を大幅に上げたところであるが、その後、一般職職員に対する人事院の給与のマイナス勧告を始め、公務員の処遇の見直し等が実施され、さいたま市一般職職員の給与についてもマイナス5.16%の引下げ改定が行われてきたことを考えると、当然ながら、市長及び議員等にも同様の引下げを実施するというのが、筋の通った理論になるのではないか。

① 会長による各委員の意見集約

- ・ 市長及び議員等の給料額等の引下げ額については、平成16年度以降のさいたま市一般職職員の給与改定率を考慮し、マイナス5%程度の減額とする。
- ・ 議員の報酬額の引下げ率については、市長及び副市長の引下げ率と別に設定するという明確な根拠が無いことから、市長及び副市長の引下げ率と同率にする。
- ・ 改定時期については、引下げ改定ということから、できるだけ早い時期で実施する旨の方向とする。
- ・ 答申書の内容については、貝山職務代理者と検討の上、答申書案を作成し、事前に各委員に送付の上、次回の審議会において表現を含めて検討し、正式に決定することとする。

② 委員の意見・質問

- ・ 特になし



- (6) 次回開催日について  
・ 平成19年11月16日(金)
- (7) 閉会

平成19年12月12日

会長 利根忠博